

『ポケット六法』の活用法

——ろけっとぼっぼーと仲間たち——

『ポケット六法』の最新版、平成28年版が、10月23日に発売されました。それを記念して、これから、ふだん何げなく使っている法令がどう編集されているのか、そして『ポケット六法』の特長を、ろけっとぼっぼーとその仲間たちと一緒に紹介します。



→ ろけっとぼっぼー



「法学教室」のコーナーにお邪魔します！
意外に知らない(?)『ポケ六』の魅力をお伝えしますよー！

→ ホッホー博士



本名ロケットホッホー（フクロウ）。成績優秀。夜に調べものが捗るため、ついつい夜更かししてしまう。そのため、日中によく寝ていて、ぼっぼーさんにつっこまれる……という日常を送っている。

いつも多くの本を持ち歩いていて、荷物がたくさん入るロケットリュックを背負っている。もちろん『ポケ六』は常時装備！

後ろ姿→



→ キョーちゃん



いつもほんわか癒し系のお嬢さん（ウグイス）。あたたかい場所でひなたぼっこするのが大好きで、よく寝る。勉強には自信はないけれど、ぼっぼーさんとホッホー博士の掛け合いが面白いので、よく話を聞いている。

いつも幸せそうに寝る→



法律はどうやって改正するの？ の巻

読者の皆さま！ 新しい『ポケット六法』（ポケ六）が出ましたが、平成28年版では、どの法律が改正されているか、ご存じですか？

（ドキッ！ えー……、選挙権のやつ……）

そういうぽっぽーさんは、今年、公職選挙法が改正されて、18歳以上に選挙権が認められるようになったのは知ってる？

ニュースで見ました！ 年齢引下げは70年ぶりだとか。ビックニュースですねえ。

だねえ。（当たってた……。ホッ）

じゃあ、ここで問題！ 今回の改正による、公職選挙法の条文の文言は、どうやって変更されているのでしょうか？

え？（やばい、何きかれてるんだらう……）

えっと、法律を改正する時には「改正後の条文はこれです！」と、何かで発表されるのでは？

ふふふ。そう言うんじゃないかと思って、今日は公職選挙法を改正する法律が公布された日の『官報』*1) [A]を持ってきたよ！

かんぱう……？ か、漢方？

『官報』！ ここで『漢方』でとんだ健康志向よ。ぽっぽーさん、ここ読んでみて。

えーっと、「第1条、公職選挙法の一部を次のように改正する。第9条第1項及び第2項……中「満二十年」を「満十八年」に改める」。法律の改正は、条文の変えたいところだけを指示するってことはわかったのですが、これだけじゃ結局何が言いたいのか、よくわからない気が……。

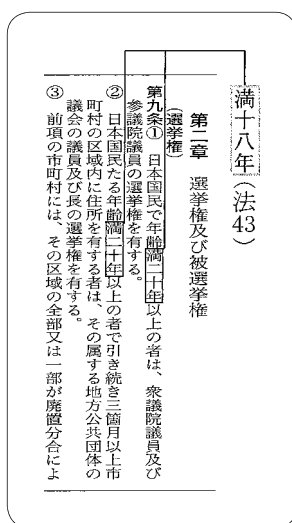
（ウトウト……ウトウト……ハッ！）あ、と、ともかく、法律を改正するための法律（一部改正法）は、それだけを読んでも何のことかサッパリわからない状態だから、今ある条文に、一部改正法の内容を反映させる（織り込む*2)）

[A]



織込み作業！

[B]



*1) 官報 法律・政令・条約などの公布や、国の機関の諸報告・資料を公表する国の広報紙。行政機関の休日を除き、毎日発行されている。ウェブ (<https://kanpou.npb.go.jp/>) でも閲覧可能。

*2) 改正織込みと改正前・後の規定 『ポケ六』では、一部改正法令が公布された時点で、その改正を条文に織り込むことを原則としている。そのため、掲載している条文が“現時点で有効な条文”ではない場合もある。“現時点で有効な条文”は、下記のようにフォローしている。法令データ提供システム (<http://law.e-gov.go.jp/>) は、更新時点で施行されている法令を掲載しているため、『ポケ六』の収録条文と内容が異なることがある。

平成28年1月2日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	(日付は施行日)
改正規定を織込み 旧規定（ウェブサイトに掲載）	改正規定を織込み、改正前の規定を注記	改正規定を織り込まず、改正後の規定を注記	

作業が必要になるんだよ。じゃあ、それはどうやるのか。特別に、有斐閣六法編集部からこの改正を織り込んだ台本【B】を借りてきたよ！

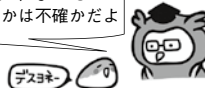
おおー、こうやって見ると変わるところが一目瞭然！

一部改正法の条文を、もとの条文に織り込むことで、初めて意味が通ようになるんだ。それで、『ポケット六法 平成 28 年版』で第 9 条【C】を確認すると……。

ホントだ！「満十八年」に変わってる！
改正の 1 つひとつが、こうやって織り込まれて、見慣れたる条文の姿に生まれ変わるんですね。なんか感動。

（細かい作業だなあ……、作業するひとは、みんな A 型なのかなあ……）

編集部員がみんな A 型なわけじゃないよ
あと血液型によって性格が決められるかは不確かだよ



【C】

用し難い事項については、政令で特別の定をすることができる。

第二章 選挙権及び被選挙権

第九條① 日本国民で年齢十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

② 日本国民たる年齢十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

③ 前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合によ

ココ！

法律の「公布」と「施行」の巻

今回の公職選挙法の改正で、僕らはもう投票に行けるって、ちょっと嬉しいなあ。

（ぼぽーさんは「18 歳以上の日本国民」なのか……？）いや、それは早とちりだな。

へっ……？ な、なんでー？

法律は公布されただけで効力を持つわけではないんだよ。公布の後、施行されて初めて効力を持つってこと。さっきの『官報』にある「附則」*3)の第 1 条を読んでみて。

「この法律は、公布の日から起算して 1 年を経過した日から施行する」ってことは……。

読んでもらったとおり、公布されたのが 6 月 19 日だから、今はまだ 20 歳以上の人にしか選挙権がないんだよ。さらに、附則の第 2 条には、施行日後初めて行われる国政選挙の公示日後に期日を公示・告示される選挙から適用するとあるから、2016 年夏の参院選が、18 歳以上が参加できる初めての選挙になるかな。

なんと！ 条文を読むときは、いつから施行されるのかも要チェックですね*4)。でもこれも、『ポケ六』に書いてあったような……。

一部改正法の附則は、改正が織り込まれた法律の最後に掲載されてるよ。

（『ポケ六』を確認して）ホントだー！（なんか、トリビア的で、テンション上がるなあ……）

ふふふ。これからは附則も見てみるといいよ。ちなみに附則第 11 条には、民法の成年年齢なども検討するよう定められているから、これから、成年年齢の引下げが本格的に議論されるだろうね。こっちも要チェックだね。

トリビアっていうか、知っていて欲しいことだよ
目立たないけど、大事なことだよ、これ

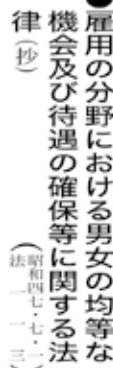
デスヨネー



*3) 本則・附則 法律には必ず本則（その法律の主体をなす部分）と附則（付随する部分）がある。附則には施行期日のほか、経過措置（その法律をスムーズに運用するために必要な規定）などが定められる。『ポケ六』では、それぞれの法令の最後に、その法令自体の附則は単に「附則」と、一部改正法令の附則は「附則」の下に一部改正法令の公布年月日を入れて掲載している。

*4) 法律の成立日・公布日・施行日 原則として法律案が衆議院・参議院両院で可決した日を「成立日」、官報に掲載された日を「公布日」、法律としての効力が生ずる日を「施行日」という。法律は、成立後内閣経由で奏上された日から 30 日以内に公布しなければならない（国会法 65・66 条）。また、施行日は各法律の附則で定められるのが一般的だが、定めがないときは公布から 20 日経過日に施行される（法適用通則法 2 条）。

①



法華經疏
一
一
三

[illegible]

目次

第一章 總則(二条—四条)

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等(五条—一〇条)

第二節 事業主の調停すべき措置(一一条—一二条)

第三節 事業主に対する国の援助(一三条)

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助(一四条—一七条)

第二節 調停(一八条—二七条)

第四章 雑則(二八条—三三条(抄))

第五章 罰則(三三條—三六條)

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産

③

第二七条① 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段によ

② 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得してはならない。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、

五 当該要配慮個人情報に、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（通則）として利用目的の通知等）

第一八条（一）個人情報取扱事業者は、個人情報取得した場合に、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに

② 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報取得する場合その他本人から直接書面に記載されるかに、この利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

③ 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

④ 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそ



④

第五条① 未成年者が法

理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

③ 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同業

器^四
八三三①親権者の同意と八二八、八一九、八二四―八二六、
八三四「未成年後見人の同意」八三八―八四一、八五九、八六
〇、八六四、八六七「包括的な同意」六「親族」相統法上の行
為の特例七三一、七三七、七八〇、八三三②九
九

人訴24
判訴2816
労基
民41
事務の
04
刑事
為義務
子民79
成71②、
自治25
分自治
速43、一
判訴27
行役 会
公 会社
78-283
役使 会
制 審

5
 4. 132②.
 四
 2. 393
 91 損害
 ー 不登
 72 弁済
 保険者
 対世効
 32
 退席 開
 代替休職
 代替執行
 137
 の16の
 代替収容
 代替の作
 代諾養子
 退廷 奏
 規20の
 大都市
 滞納処分
 代表 競
 者 用
 代表執行
 代表訴訟
 104. 2
 代表取締役
 代表民主

5 保険13, 商815②
 29, 取用68-90の
 計52の5.57の6
 武力攻撃事態2②
 当権者の一 民39
 民423, 非訟85-
 民422 登記の一
 上 民304.350.3
 弁済) 民499-504
 24.25
 際平和支援2.2章
 2②
 学教1.83-114
 97.99-102
 378
 民訴268.269

22 三〇
損害防止義務
損害保険 保
損失補償 違
133, 134, 都
存立危機事態
た
代位 共同担
債権者一権
賠償者の一
59 国 物
者の(一)
の一 保険
対応措置 国
大会社 会社
大学 教員7
大学院 学教
代価弁済 民
大規模訴訟
食業 労働調



5

① 法令の変遷がわかる！



施行日や改正の履歴を記しているの、法令の変遷がわかります。

特に重要な改正は、改正法番号を太字（ゴシック体）で表記しました。

また、題名が改正された場合は、その改正法番号と改正前の題名を示しているの、テキストや判決文を読むときに「同じ法律？」「違う法律？」「どの法律？」と迷う心配がありません。

② 目次が充実！

実は、すべての法令に必ず目次があるわけではありません。

『ポケ六』では、もともと目次の付いていない法令にも、その法令の編・章・節名などを抜き出して編集した目次を付け、見たい条文を検索しやすく、またその法令の全体像を知ることができるようにしています。

③ 改正条がわかる！

前年版刊行後に改正された条文には、条名にしるし（傍線）が付いているの、改正の有無が一目瞭然です。

改正が「あった」ことだけでなく、改正が「なかった」こともわかるの、前年版で勉強したことを学び直す必要があるかないかをチェックすることもできます。

④ 詳しい参照条文！

『ポケ六』の参照条文は、『六法全書』掲載の参照条文をベースにしており、豊富な内容で好評です。

民法のようなパンデクテン方式の法律は条文相互の関係を知ることがとても重要ですし、民事訴訟法などは、その条に対応する下級法規のありかを示しているの、探す手間が省けるすぐれものです。

⑤ 便利な事項索引！

巻末に「総合事項索引」を掲載。索引から条文を引くことで学習の幅がグンと広がります。予習・復習、テスト対策にぜひ活用してください。

【その他の特長】

* しなやかで開きやすい！

→ 特殊な糊を使って製本しているの、内側にもメモできるほどよく開きます。

* 刊行後の改正情報をフォロー！

→ 「ポケ六通信」に登録すると、刊行後の収録法令の改正情報をメールでお知らせします。

* 『有斐閣六法の使い方・読み方』（非売品）を無料提供！

→ 有斐閣六法の構成や編集、条文の構造などを詳しく解説した小冊子です。『ポケ六』の読者カード（挟み込みのはがき）か「ポケ六通信」からお申し込みください。

Next
次ページでは、平成 28 年版の特色をご紹介します。➡

ポケット六法 平成 28 年版

山下友信 = 山口 厚 編集代表

2015 年 10 月発売 / 2010 頁 / 本体 1852 円 + 税
B6 変型判 / 並製箱入



編集
担当者
から

前ページで『ポケット六法』の特長をご紹介しましたが、このコーナーでは平成 28 年版の特色をご紹介したいと思います（下記参照）。

児童福祉法が新採録されたことに「おや?」と思われた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。国際平和支援法とリベンジポルノ防止法は、平成 27 年版の刊行後に公布された新法律ですが、児童福祉法は昭和 22 年に公布された法律です。古くからある法律ですが、読者の方からのご要望にお応えして、今年から民法の学習に必要な条文を抜粋収録することになりました。

また、今年は民法と刑事訴訟法の重要改正法案が国会に提出されましたが、成立することなく国会が閉会し、両法案は継続審査となりました。そこで、改正法案の内容を織り込んだ民法と刑事訴訟法の条文を収録した別冊を作成。民法については、改正後の新条文に対応した参照条文も付けていますので、学習にバッチリ利用していただけたと思います。

鮮やかなオレンジ色の『ポケット六法』を、ぜひよろしく願いいたします。(O)

Point!



小型六法のトップセラー。民法・刑事訴訟法の重要改正法案を織り込んだ別冊付き!

【平成 28 年版の特色】

*主な新収録・新採録法令

- ・国際平和支援法
- ・私事性的画像記録の提供等による被害防止法〔リベンジポルノ防止法〕(抄)
- ・児童福祉法(抜粋)

*重要改正

個人情報保護法、公職選挙法、裁判員法、道路交通法、自衛隊法、武力攻撃事態法、PKO 協力法、学校教育法、会社法施行規則、会社計算規則、船主責任制限法、民事訴訟規則、労働者派遣法、不当景表法、金融商品取引法、特許法、不正競争防止法

*別冊

9 月に閉会した通常国会に提出され継続審査となった民法改正法案および刑事訴訟法改正法案の改正規定を織り込んだ条文を掲載